

特定非営利活動法人オープンドア定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人オープンドアと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市元総社町2200番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、女性、子供をはじめとした社会的弱者に対して、特に他者との関わりの中で生じる悩みや置かれている環境について相談する場を提供するとともに、その改善のための方策を提供し、併せて、これらの社会問題の解決のための提案を広く行い、すべての国民がより暮らしやすい社会環境を実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 消費者の保護を図る活動
- (10) (1)～(9)に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 女性、子供をはじめとした社会的弱者に関する相談事業
 - ② 女性、子供をはじめとした社会的弱者に関する調査・研究事業
 - ③ 女性、子供をはじめとした社会的弱者を取り巻く社会問題の解決のための普

及・啓発

- ④ 女性、子供をはじめとした社会的弱者を取り巻く社会問題の解決のための教育事業
- ⑤ 女性、子供をはじめとした社会的弱者を取り巻く社会問題の解決のための政策提言事業
- ⑥ 女性、子供をはじめとした社会的弱者に関する物品販売事業
- ⑦ 女性、子供をはじめとした社会的弱者に関する出版事業
- ⑧ 女性、子供をはじめとした社会的弱者に関する人材育成事業
- ⑨ その他第3条の目的を達成するための必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- 1 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 2 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 3 章 役員及び職員

(種類及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上、10人以内
 - (2) 監事 1人以上、2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を

執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項、及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を

経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 9 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 0 円、年会費 2,000 円
 - (2) 賛助会員 入会金 0 円、年会費 2,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から令和 7 年 2 月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までとする。

別表

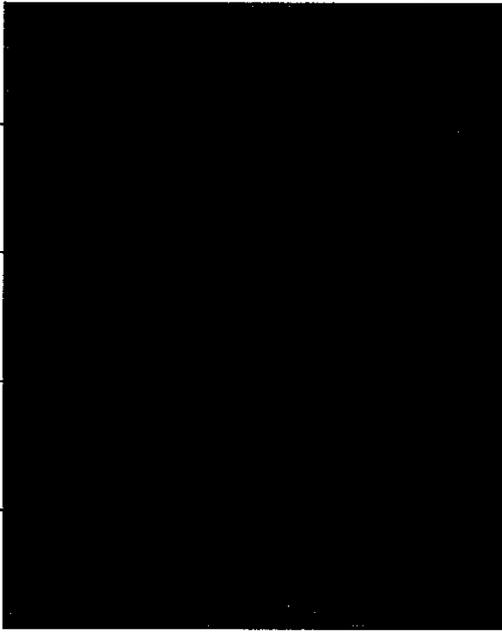
役職名	氏 名	備 考
理事	新井美加	理事長
理事	若山るり子	副理事長
理事	木村英一	
理事	清水かほる	
監事	天笠さより	

(様式例2)

役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 オープンドア

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	新井美加		無	理事長
理事	若山るり子		無	副理事長
理事	木村英一		無	
理事	清水かほる		無	
監事	天笠さより		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

(様式例6)

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

令和2年度における児童相談所での児童虐待相談対応件数が、対前年度比5.8%増で初めて20万件を超え、集計開始から30年連続で最多を更新したと国が報じた。群馬県内3つの児童相談所においても12年連続の増加を記録し、初めて2千件を超えたと報じている。

児童虐待相談対応の増加要因として、警察からの心理的虐待(ネグレクト)の通告となる「面前DV」の増加が挙げられており、児童虐待をめぐっては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活の変化による保護者のストレスの蓄積との関連性も指摘され、テレワーク等在宅での仕事が増え、保護者と過ごす時間が増えたことも児童虐待件数増加の要因となっている。

女性のDVについても新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活の変化による配偶者や交際、人間関係のストレスの蓄積との関連性も指摘され、テレワーク等在宅での仕事が増え、家庭で過ごす時間が増えたこともDV増加の要因となっており、新型コロナウイルス感染症防止対策との因果関係を調査し、解決に結びつけていきたい。

この度、国は児童福祉法の一部改正を行い、子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化している状況を踏まえ、子育て家庭に対する包括的な支援を提供する体制強化を図る。

前橋市でも、平成21年4月から、子育て支援に関する事務を保健センター内で対応できる体制を構築し、妊娠期から子育て期に渡る総合的な支援を実施してきている。今回の法改正では、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援を行う「こども家庭センター」を市町村に設置するよう、国は示している。

女性、子どもをはじめとした社会的弱者に対して、特に他者との関わりの中で生じる悩みや置かれている環境について相談する場を提供するとともに、その改善のための方策を提供し、併せて、これらの社会問題の解決のための提案を広く行い、すべての国民がより暮らしやすい社会環境を実現することを設立の趣旨とする。

2 設立申請に至るまでの経過

警察の発表によると、児童虐待の通報件数は毎年、増え続け、女性に対するDVやストーカー被害も増加の一途をたどっている。

特に児童虐待事案は、近年増加しており、児童相談所への相談も増加しているが、児童相談所での対応だけでは早急な対応ができないのが現実である。

私自身、生活の中で個々に悩みを打ち明けられたり、相談に応じて来ましたが、悩んだり、苦境にいる人が潜在的に多くいることに直面し、個々人が対応するより、もっと組織的に活動する必要があると実感した。

「弱者に対する暴力」が話題になること自体が荒んだ世の中であり、悲しいことだと思う。女性や子どもが被害に会い、人生が変わってしまうようなことがないよう何かできないかと模索していた頃、同じ志の仲間が集まり、民間の協力を得て、救う道はないだろうかと話合い、NPO設立となった。

令和6年4月16日

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人オープンドア

設立(代表)者

新井美加

(様式例 8)

令和 6 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 オープンドア

1 事業実施の方針

女性、子どもたちの置かれている環境をよく理解し、環境改善のための活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
女性、子供をはじめとした社会的弱者を取り巻く社会問題の解決のための教育事業	児童虐待についてのワークショップ	7月	前橋市内	10人	悩みを抱える人50人
女性、子供をはじめとした社会的弱者を取り巻く社会問題の解決のための普及・啓発	児童虐待についての講演会	9月	前橋市	10人	悩みを抱える人50人

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2 (2) その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあつては記載を要しない。

(様式例 8)

令和 7 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 オープンドア

1 事業実施の方針

女性、子どもたちの置かれている環境をよく理解し、環境改善のための活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
女性、子供をはじめとした社会的弱者を取り巻く社会問題の解決のための教育事業	DVについてのワークショップ	7月	前橋市内	10人	悩みを抱える人50人
女性、子供をはじめとした社会的弱者を取り巻く社会問題の解決のための普及・啓発	DVについての講演会	9月	前橋市	10人	悩みを抱える人50人

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2 (2) その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合には記載を要しない。

令和6年度 活動予算書
 法人成立の日から令和6年12月31日まで

特定非営利活動法人オーブンドア
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	20,000	
賛助会員受取会費	0	
.....		
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
.....		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....	0	
4. 事業収益		
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....		
経常収益計		20,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	5,000	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
雑費	5,000	
その他経費計	10,000	
事業費計		10,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	5,000	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
雑費	5,000	
その他経費計	10,000	
管理費計		10,000
経常費用計		20,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
.....		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
.....		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		0
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

令和7年度 活動予算書

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

特定非営利活動法人オープンドア

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	20,000	
賛助会員受取会費	0	
.....		
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
.....		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....		
4. 事業収益		
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....		
経常収益計		20,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	5,000	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
雑費	5,000	
その他経費計	10,000	
事業費計		10,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	5,000	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
雑費	5,000	
その他経費計	10,000	
管理費計		10,000
経常費用計		20,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
.....		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
.....		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		0
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0